○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月八日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号及び三百十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	前	A	一〇・九二～三八・〇〇メートル	八・五二〇キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F	一六・四七～一七八・三〇メートル	九・四五一キロメートル	
	後	A	一〇・九二～三八・〇〇メートル	八・五二〇キロメートル	
		B・C・D・E・F	一六・四七～一七八・三〇メートル	九・四五一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇佐市大字南宇佐字北田二一五〇番三から同市大字南宇佐字北田二一四〇番一まで	前	一一・一五～一二・〇九メートル	〇・二〇六キロメートル	
	後	一二・三八～一二・〇九メートル	〇・二〇六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南九州市川辺町両添字井手元一一二〇番六から同市川辺町両添字苅川四四七番まで	前	八・九二～二二・四九メートル	〇・六五六キロメートル	
	後	一〇・二九～二九・二三メートル	〇・六五六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

国会事項

参議院

質問主意書提出

十月六日議員から次の質問主意書が提出された。

北方領土の現況等に関する質問主意書（江口克彦提出）（第一六号）

自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書（田村智子提出）（第一七号）

朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一八号）

質問主意書転送

十月六日次の質問主意書を内閣に転送した。

安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問主意書（有田芳生提出）（第九号）

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一〇号）

我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一一号）

我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一二号）

我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一三号）

原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書（荒井広幸提出）（第一四号）

団体信用生命保険に関する質問主意書（荒井広幸提出）（第一五号）

人事異動

内閣

（千葉家庭裁判所判事）判事　安藤　裕子

高等裁判所長官に任命する（十月二日）

法務省

伊藤　眞

法制審議会委員を免ずる（九月三十日）

（奈良地方検察庁検事）検事　上原　幹男

大津地方検察庁検事に配置換する（十月一日）

（東京区検察庁副検事）副検事　佐藤　大

立川区検察庁副検事に配置換する

（立川区検察庁副検事）同　草山　哲明

町田区検察庁副検事に配置換する（以上十月五日）

○定年退官

町田区検察庁副検事田中洋三は、検察庁法第二十二条の規定により十月四日限り定年退官

仙台区検察庁副検事千葉健一は、検察庁法第二十二条の規定により十月五日限り定年退官

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　小林　紀史

（同）同　門前　浩一

（同）同　仲間　晃

辞職を承認する（各通）（九月三十日）

（審判部審判長）経済産業技官　平上　悦司

（同）同　清田　健一

辞職を承認する（各通）

（裁判所調査官）　丹治　彰

（同）　小野　忠悦

経済産業技官（審判部審判長）に採用する（各通）

（審査第三部審査監理官（金属電気化学）経済産業技官　天野　斉

（審査第二部審査監理官（一般機械））同　西村　泰英

審判部審判長に配置換する（各通）

（審判部審判官）同　吉村　尚

（同）同　大宅　郁治

審判部審判長に昇任させる（各通）

（審査第二部審査官（生活機器（照明））同　中村　則夫

審査第二部審査監理官（一般機械）に昇任させる

（審査第三部審査官（医療（バイオ医薬））同　岡崎　美穂

審査第三部審査監理官（金属電気化学）に昇任させる（以上十月一日）